

黒潮町公告第40号

下記森林について、森林経営管理法（平成30年号法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年9月27日

黒潮町長 松本 敏郎



1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり(馬荷地区)

2 縦覧場所

黒潮町佐賀 1029 番地 1

黒潮町役場佐賀支所 海洋森林課及び黒潮町ホームページ

3 本公告により、黒潮町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。